

裁判官弾劾制度をめぐる憲法上の論争

柳 瀬 昇

1. はじめに

裁判官弾劾制度を規定する日本国憲法の条項としては、弾劾の主体（弾劾裁判所）の見地から条文化された64条と、弾劾の客体（司法裁判所の裁判官）から条文化された78条とがある。そして、その根幹に位置する条項が、国民の公務員選定罷免権を規定する15条である。

もっとも、憲法は裁判官弾劾制度について詳細には規定せず、「弾劾に関する事項は、法律でこれを定める」（64条2項）として、その制度設計を立法政策に委ねている。これを受けて、国会法が125条から129条までの5か条を弾劾法制に割り、そして、さらに同法129条を受けて制定された裁判官弾劾法が委細を規定している。

一方で、裁判所法は、裁判官の欠格事由の1つとして弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者を挙げ（46条2号）、身分保障の観点から限定された裁判官の罷免の場合の1つとして国民審査や執務不能の裁判とともに弾劾罷免による失官を挙げている（48条）。

このように、裁判官弾劾制度は、日本国憲法に簡潔な親規定が存在するものの、実際には個別法令でその内容が具体化されている。また、弾劾の主体から見れば、弾劾裁判所という国会の設置する機関の組織・権能という議会法の問題として、客体から見れば、裁判官の身分法制の問題としてとらえることもできよう。

ところで、裁判官弾劾制度は、日本国憲法に直接の根拠をもっている憲法上の制度であるにもかかわらず、憲法研究者の関心は必ずしもすこぶる高いとはいえない。しかしながら、統治機関相互間の抑制均衡の装置としての自由主義的な制度であり、また、統治機構の構成員への議会による民主主義的な責任追及手段である弾劾制度は、憲法学にとって考究すべき理論的問題を多分に含む研究課題であると、筆者は考えている。

筆者は、憲法学の見地から、弾劾制度について検討を進めていく所存である¹が、

¹ 筆者は、これまで、討議民主主義（deliberative democracy）理論（この多様な理論群のうち、特に、米国における公民的共和主義（civic republicanism）に基づくもの）の観点から、わが国の裁判員制度の設計について検討してきた（詳しくは、拙著『裁判員制度の立法学——討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成』（日本評論社、2009年）を

本稿では、わが国の裁判官弾劾制度の設計をめぐる憲法上の論点を整理することとする²。

2. 裁判官弾劾制度の本質

(1) 裁判官弾劾制度の主位的意義

裁判官弾劾制度の意義については、次の2つの考え方がありうる。すなわち、国民の公務員選定罷免権の具体化であるという見解と、立法府による司法府への抑制均衡の手段であるという見解である。本稿では、以下、前者を「公務員選定罷免権説」と、後者を「権力抑制均衡手段説」という。

公務員選定罷免権説は民主主義的契機を、権力抑制均衡手段説は自由主義的契機を、それぞれ裁判官弾劾制度について重視する見解であるが、これら二説は、相互に排斥するのではなく³、両立するものであると解される⁴。では、どち

参照されたい)。今後、数年間は、弾劾制度について集中的に研究していきたいと考えているが、その理由は、これまで取り組んできた国民の司法参加の制度と同様に、弾劾制度が、司法権の民主的正統性をめぐる問題であり、かつ、自由主義と民主主義との相克を考えるうえで非常に興味深いものであるからである。

ところで、わが国の裁判官弾劾制度は、巷間、その意義がしばしば誤解されているという点で、裁判員制度と似た境遇にあるといえる。すなわち、裁判員制度は民主主義のための制度として設計されていないにもかかわらず、一般には司法の民主化のための制度と誤解されることが多い(裁判員制度の意義については、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにある(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律1条))。裁判官弾劾制度も、その本質は国民の公務員選定罷免権の発現であるにもかかわらず、立法府の司法府への牽制が主たる目的の制度であると説明されることがある(小・中学校ないし高等学校の社会科・公民科の授業における裁判官弾劾制度の説明が、その好例である。三権分立が説明される際に、国会・内閣・裁判所をそれぞれ頂点とする三角形が描かれ、国会から裁判所へと向かう矢印に添えて、裁判官の弾劾裁判と書かれるのが一般的である)。筆者は、このような跋扈している俗説に対して、憲法学の立場から抗していきたいと考えている。

² わが国の弾劾制度としては、国家公務員法9条に定める人事官の弾劾制度が存在するほか、かつて、地方公共団体の長に対するもの(昭和22年法律第169号による改正前の地方自治法146条1項)と一般職国家公務員に対するもの(昭和23年法律第222号による改正前の国家公務員法77条)があったが、本稿では、日本国憲法に直接の根拠がある裁判官弾劾制度についてのみ取り上げることとする。

³ 戸松秀典教授は、公務員選定罷免権説と権力抑制均衡手段説のほかに、「裁判の公正と司法に対する信頼の確保に求めること」(戸松秀典「裁判官弾劾制度の意義と課題」『裁判官弾劾制度の五十年』(裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局、1997年)59頁)を弾劾裁判制度の考えられる目的の1つとして挙げたうえで、三者の関係について、「一見したところ、相互に矛盾、対立する内容だとはいいがたく、どこに焦点を当てるかによる違いとみることができる」と述べている(60頁)。

⁴ 例えば、教育権の所在にせよ、地方自治の本旨にせよ、憲法解釈論上の重要な論点の多くは、自由主義と民主主義との相克という問題をはらむものである。そして、2つの理念のどちらにその意義の重点を置くかに、論者の憲法観が反映される。裁判官弾劾制度の意義に

らにより本質的な意義であるかが、次に問題となる。

伊藤正己教授は、裁判官弾劾法制定直後に、「〔弾劾制度を〕憲法第一五条の国民の公務員罷免権の一つのあらわれと解する。勿論訴追機関も審判機関も立法部にある以上、伝統的な立法部の司法部への抑制という意味のあることは否定できないが、それは第二次的なもので、本法の予定する弾劾制度は訴追権と審判権の何れをも、立法機関としての国会にではなくて、国民の代表者の集団としての国会に与えたものである。つまり国民がその代表者を通じて裁判官に対する罷免権を行使するものに他ならない」と述べ、抑制均衡の手段としての意義が裁判官弾劾制度にとって副次的なものであると主張している⁵。

これに対して、抑制均衡をより重視する見解もある。例えば、同じく法制定直後、齋藤秀夫教授は、「国民の意思を代表する国会を通じて裁判官罷免の訴追を行い、国民の意思を代表する国会を通じて弾劾の裁判を行うものとし、……主権者たる国民の手に罷免権の紐が固く掌握されているのである。これと同時に、同じ比重をもつて、同じ順位をもつて、立法権の司法権に対する権力の抑制をめざすものであると私は解するのである。違憲立法審査権を与えられたことによつて生じた司法権の優越に直面して、国会の最高機関性（憲法四一条）を謳っている関係上、国会としても、他の側面から司法権に対する抑制を行う必要を生ずるに至り、……国会の司法権に対する抑制をめざしたものが裁判官弾劾制度であり、国会に新たに与えられた司法的権限は、この意味において伝統的な権力均衡理論の踏襲に外ならないのである」と述べ、抑制均衡の手段としての意義を民主主義的契機と並立する意義であると強調している⁶。

抑制均衡の手段の1つであるという立論を可能にするためには、国会によつて設置された裁判官弾劾裁判所が立法権の担い手としての国会そのもの（ないしは、少なくとも、国会そのものと同視しうるような国会に帰属した機関）であることが前提となる。裁判官弾劾裁判所が国会から独立した機関であるとするれば、そもそも、司法権の担い手である裁判所との間での権力分立を論じることの説明が困難になるからである。

したがって、裁判官弾劾制度の主位的意義は何かという問いは、裁判官弾劾裁判所の帰属の問題に連関することになる。

についても、同様の問題があるというのが、筆者の見立てである。

⁵ 伊藤正己「裁判官弾劾法及び最高裁判所裁判官国民審査法」国家学会雑誌 62 巻 5 号（1948 年）47 頁。

⁶ 齋藤秀夫『国会と司法権の独立』（岩波書店、1951 年）231-232 頁。齋藤教授は、伊藤教授の見解に対して、「裁判官弾劾制度における司法的権限のうちに存する国会の司法権に対する権力抑制の思想は、……国民の罷免権の趣旨と同じ程度の意味を持ち、同一の比重をもち、同一の順位を有するものと解するのが妥当であり、立法部の司法部への抑制の趣旨を「第二次的なもの」と解する見解には、私はくみすることができない」と明言している（232 頁）。

(2) 裁判官弾劾裁判所の帰属（国会からの独立性）

裁判官弾劾裁判所は、国会そのものないしその機関の1つであるか、それとも、国会から独立した別個の機関であるか。

この裁判官弾劾裁判所の帰属ないし国会からの独立性の問題に関して、憲法学の世界では、「国会の権限に属するのは、弾劾裁判所を設けることだけであって、弾劾裁判を行なうのは弾劾裁判所の権限であり、弾劾裁判所は、国会の機関ではない」⁷、すなわち、「弾劾裁判所は、国会からまったく独立である」⁸という見解が通説的地位を占めている。

たしかに、裁判官弾劾裁判所は衆議院議員及び参議院議員によって構成され⁹、各議院の常任委員会と同様に、その構成員も各議院における会派の所属議員数に比例して配分されていることなどから、裁判官弾劾裁判所を実質的に国会ないしその一機関であるとみることもできよう。

あるいは、(1) 英米において弾劾制度が議会による他の国家機関に対する牽制の手段とされてきたという歴史的沿革、(2) 立法府たる国会が司法府たる裁判所に対して違憲審査権を有する反射として弾劾権をもつという三権の抑制均衡の観点、(3) 日本国憲法41条にいう国会の最高機関性の法的意味の重視という点を挙げ、裁判官弾劾裁判所が国会の機関であるとする見解もある¹⁰。これに対して、(1) わが国では、議院そのものが弾劾裁判所となる英米の制度ではなく、弾劾裁判所を国会とは別個に置くことにした点に注目したうえで、(2) 弾劾裁判所が国会の機関であることは抑制均衡の必要条件ではないこと¹¹と、(3) 41条の法的意味を重視するならば、国会と他の機関との権力分立をどのように解すればよいのかについて整合的な説明に窮することになることが指摘できる。

日本国憲法64条の文言を、憲法の他の授權規定と同様に解釈するならば、国会そのものに弾劾裁判権を認める解釈は文理上困難であると言わざるを得ず、国会に授權されているのは、弾劾裁判所を設置する権限(1項)と弾劾に関する事項を立法する権限(2項)のみであると解すべきである。

裁判官弾劾裁判所の独立機関性を肯認することから派生する効果としては、(1) 国会の会期制から独立した裁判官弾劾裁判所の活動の保障と、(2) 国会か

⁷ 清宮四郎『憲法I〔第3版〕』（有斐閣、1979年）363頁。

⁸ 宮沢俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）486頁。

⁹ 裁判官弾劾裁判所が両議院の議員で組織するという点を重視し、裁判官弾劾裁判所の国会からの独立性を否定するものとして、土屋孝次『アメリカ連邦議会と裁判官規律制度の展開』（有信堂高文社、2008年）160頁。

¹⁰ 藤田教稔「弾劾裁判所は国会の機関か」弾劾裁判所報2000年号（2000年）59-60頁。

¹¹ 国会によって設置された独立の機関との間でも、司法府との抑制均衡は図れる。権力分立は、必ずしも国会と裁判所との関係で考えなければならないものではない（あるいは、権力分立とは三権分立のみを意味するものではない）。

ら独立した裁判員の職権行使の要請が挙げられる¹²。すなわち、裁判官弾劾裁判所は、国会の閉会中もその職務を行うことができ（裁判官弾劾法4条）、国会における会期は関係なく、会期不継続の原則も当然に適用されない。また、裁判員は独立して職権を行使することが求められる（19条）。裁判員は、（所属政党や会派の代表ではなく）国民の代表として、所属政党等の意向に拘束されず、憲法、法令及び自己の良心に従って職権を行使すべきものと解さなければならない。

(3) 小括

日本国憲法が弾劾裁判権そのものではなく弾劾裁判所の設置権と弾劾に関する事項の立法権を付与しているという点を重視すれば、通説のいうように、裁判官弾劾裁判所は国会そのものないしその機関ではなく、国会から独立した機関であると解するのが妥当であろう。

裁判官弾劾裁判所が国会そのものではなく独立した機関であるとするれば、裁判官弾劾制度の意義に関しては、立法府と司法府との牽制関係こそが本質であるという権力抑制均衡手段説は、後景に退くことになる。すなわち、裁判官弾劾制度とは、（立法機関としての国会ではなく）国民の代表機関としての国会¹³が、裁判官弾劾裁判所という国会から独立した機関を設置し、国民の代表としての国会議員から構成された裁判官弾劾裁判所が、司法裁判所の裁判官に対して国民の公務員選定罷免権を行使するものであって、その副次的効果として、（国会が設置するところの）裁判官弾劾裁判所と司法裁判所との間で抑制均衡は図られるということになるであろう。

裁判官弾劾裁判所の独立機関性を肯認し、裁判官弾劾制度の主位的な意義として公務員選定罷免権説を据える通説を筆者は妥当であると評価するが、これに対して、なおも、次の2つの観点から有力な批判が示されている。

1つは、この通説的見解の機能に注目するものである。佐藤幸治教授は、「民主権＝国民の公務員選定罷免権をより理念化・観念化し、権力分立ないし抑

¹² もっとも、裁判官弾劾裁判所の国会からの独立性を認めなくても、裁判員が独立して職権を行使すべきという要請は、「高度な身分保障を認められた裁判官を罷免する公正かつ適正な裁判を行う機関が当然に追求すべき属性」であるとする見解もある（土屋・前掲注（9）160頁）。

¹³ 伊藤・前掲注（5）47頁、佐藤立夫『弾劾制度の比較研究（上）』（原書房、1996年）338頁。佐々木高雄教授は、一貫して、「立法機関ではなく、英知の集う国民代表機関」としての国会が裁判官弾劾裁判所設置権を有すると解釈すべきであると強調している（佐々木高雄「弾劾制度と「数の論理」」『裁判官弾劾制度の五十年』73頁）。弾劾に関する権限と立法権とは、本質的に結び付くものではない。日本国憲法が弾劾に関する権限を国会に与えた理由は、それが立法機関であるからではなくて、それが国民の代表機関（日本国憲法43条1項）であるからと解すべきであろう。

制均衡の要素も稀薄化させて、「弾劾裁判所」の独立機関性を強調¹⁴する見解は、「憲法に正面から反するかということ、そうとも断定はできない」が、「憲法の趣旨からややはずれたもので」ある¹⁵という。すなわち、国民主権原理や公務員選定罷免権は権力分立原理や抑制均衡よりも抽象的観念であり、裁判官弾劾制度の説明の際に、相当に観念化できる前者を主位的に用いることにより、裁判官弾劾裁判所が国会とは別の独立した機関であるという面が強調された。なぜならば、裁判官弾劾裁判所の独立機関性を強調することにより、裁判官を国会の多数党の意思や政治的な揺さぶりから守ることができるからである。そして、この見解が、裁判官弾劾制度に対する「日本国憲法の趣旨を正確に反映するものであったかについては議論の余地がある」といい、「弾劾裁判所が国会の機関ではないとまでいい切ってしまうことは、明らかに憲法の趣旨を逸脱するものというべきかもしれない」という。なぜならば、弾劾機関は「国会における政治的動向ないし政党的背景と断絶したものではなく、……独立機関性の強調は、弾劾制度がそもそももっているそうした政治的性格をみえにくくする側面を有している」からであるという¹⁶。

たしかに、土屋孝次教授が主張するように、実際には、「弾劾裁判所や訴追委員会を国会から独立したものと理解しても、現実には起こりうる弾劾制度の政治的利用や政治的濫用を防ぐことはできない」かもしれない¹⁷。しかしながら、逆に、国会の機関であることを正面から認めれば、裁判官弾劾裁判所の構成員による懸念すべき党派的行動¹⁸をいよいよ抑制しにくくなるであろう。弾劾裁判が多数者支配的民主主義の原理のみに基づき行われるべきではないと強く望むならば、裁判官弾劾裁判所の独立機関性を認めることにより効果として生じる裁判員の職権行使の独立の要請に、かすかな期待すら抱くべきでないという解釈は妥当ではなかろう¹⁹。

また 1 つは、裁判官弾劾制度について、裁判所の規律維持ないし裁判官の身分法制としての位置づけを重視するものである。桜田誉教授は、憲法が裁判官

¹⁴ 佐藤幸治「憲法と裁判官弾劾制度」『裁判官弾劾制度の五十年』47頁。

¹⁵ 勝美嘉美ほか「座談会 裁判官弾劾制度の50年」ジュリスト1123号(1997年)56頁(佐藤幸治発言)。

¹⁶ 佐藤・前掲注(14)48頁。

¹⁷ 土屋・前掲注(9)173頁。

¹⁸ 政治性という文言を用いるにあたっては、若干、注意を要する。それが民主主義的だという意味であれば、弾劾制度は政治的であるべきだということに筆者も同意するが、弾劾を党派的に行うべきかといえば、それにはまったく同意できない。

¹⁹ アメリカ合衆国の弾劾制度に関して、その抑制的な運用について、アメリカ合衆国憲法が実現すべき討議的な民主政治(deliberative democracy)を擁護し実践するという観点から評価し、立憲主義と民主主義に資するゆえにそのような実践は尊重されるべきであるという議論がある(CASS R. SUNSTEIN, DESIGNING DEMOCRACY: WHAT CONSTITUTIONS DO, 127, (2001))。わが国の裁判官弾劾制度についても同様の議論ができると筆者は考えている。

の懲戒権を「裁判所に付与し、罷免権のみはこれを国会に付与し」、国会が国会自身に置いた「弾劾裁判所は、裁判官弾劾と呼ばれる裁判手続により、国会の権限である裁判官の罷免権を行使」していると述べる。「一部の論者の言うごとく、裁判官弾劾裁判所が、国会の権限に属さない別個の権限をもつ国会から独立した国家機関となって、かつ、司法権の行使をする司法裁判機関たる特別裁判所である、とする法理には賛成でき」ず、「弾劾裁判所の行動は国会の行動となるのである」と主張している²⁰。桜田教授の主張の前提には、「国会の弾劾裁判所による罷免は、その性質は懲戒免職であり、裁判という手続を経て為される行政処分である」²¹という理解がある。

では、はたして、桜田教授のいうように、弾劾は懲戒の一種なのだろうか。

3. 弾劾事由をめぐる問題

(1) 弾劾と懲戒

日本国憲法 78 条前段は、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない」として、裁判官が意に反して罷免される場合を分限裁判と弾劾裁判に限定することにより、裁判官に強い身分保障を与えている。また、裁判官の懲戒は、行政機関が行うことができない（78 条後段）ため、司法裁判所において司法的手続によって行われる（裁判官分限法 3 条²²）。

裁判官の懲戒事由について、裁判所法 49 条は、「職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたとき」と規定している。一方、裁判官弾劾法 2 条は、弾劾事由として、「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき」（1 号）と、「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」（2 号）の 2 つを挙げている。これらは、職務義務違反（裁判所法 49 条）と著しい職務義務違反（裁判官弾劾法 2 条 1 号前段）、職務懈怠（裁判所法 49 条）と甚だしい職務懈怠（裁判官弾劾法 2 条 1 号後段）、品位失墜行為（裁判所法 49 条）と著しい威信失墜行為（裁判官弾劾法 2 条 2 号）というように類型化するならば、酷似しているといえる。

要するに、懲戒事由の文言に「著しい」ないし「甚だしい」という形容詞を

²⁰ 桜田誉「裁判官等弾劾罷免の法的性格」民事研修 268 号（1979 年）15 頁。

²¹ 桜田誉「公務員の責任」雄川一郎編集代表『公法の理論（上）』（有斐閣、1976 年）550 頁。桜田教授は、より直截的に弾劾の本質は「懲戒たる性質を備えたものであり、これを広義の懲戒といふことができる」とも述べている（桜田・前掲注（20）14 頁）。

²² 裁判官分限法にいう裁判官の分限とは、分限（心身の故障による執務不能）と懲戒（職務義務違反、職務懈怠、品位失墜行為）を含む概念である。本人の非行に対する責任追及の要素を含まない分限は、本来は、懲戒とは区別されるべき概念である。

付したものが弾劾事由となっている。この点に注目し、先に挙げた桜田教授と同様に、弾劾も懲戒も性質において同一であり、弾劾は懲戒の程度の重いものにすぎないという見解がある。例えば、宮田豊教授は、「裁判官に対する懲戒には、裁判所法および裁判官分限法による懲戒（以下、狭義の懲戒という）と裁判官弾劾法による罷免とがある。……狭義の懲戒事由と弾劾事由との差異は、それが「著し」いか否かもしくは「甚だし」いか否かの程度如何の問題となる」という²³。

たしかに、いずれも非行を犯した裁判官に不利益処分を与える機能を果たすという点では、弾劾と懲戒は同じであるといえる。しかしながら、懲戒とは「公務員の義務違反に対して、その使用者である国家が、公務員法上の秩序を維持するため、使用者として行う制裁」である²⁴のに対して、弾劾は「民主主義の一発現として、国家枢要の地位にある者の非違非行を国民的基盤に立って問責する手段」²⁵ないし「強い身分保障を受けた公務員に非行があった場合に、国民の意思に基づいてその者の身分を剥奪する特別の手續」²⁶と解されており、その制度の目的が明らかに異なる。弾劾裁判によって著しい非行を犯した裁判官が罷免され、裁判所の秩序が回復するとしても、それはあくまで罷免の効果であって²⁷、この点のみをとらえて、懲戒による免職²⁸と同質のものとするのは妥当ではなからう²⁹。

²³ 宮田豊「裁判官弾劾」芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣、1988年）369頁。同様に弾劾と懲戒とを同質であると論ずるものとして、例えば、鈴木昭洋「弾劾裁判と刑事裁判の審判対象の相違」弾劾裁判所報2002年号（2002年）50頁（「手続面においては、刑事裁判に類似する弾劾裁判と懲戒免職手続は全く異なるものであるが、その判断事項は同質のものである以上、判断の対象とされる事実の範囲も、官吏に対する懲戒免職手続と本質において異なるものではないはずである」）。

²⁴ 鶴飼信成『公務員法〔新版〕』（有斐閣、1980年）288頁。

²⁵ 『裁判官弾劾制度運営二十年』（裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局、1967年）89頁。

²⁶ 前掲『裁判官弾劾制度の五十年』1頁。

²⁷ 永田一元「裁判官弾劾法第2条についての一考察」弾劾裁判所年報1号（1983年）32-33頁。

²⁸ ただし、現行の裁判官分限法は、裁判官の懲戒として、戒告と過料のみを規定している（2条）。通常の家公務員とは異なり、免職、停職または減給の規定は存在しない。

²⁹ 上村千一郎『新訂版裁判官弾劾法精義』（敬文堂、1982年）63頁（「懲戒は、組織の内部規律の維持を目的として、職務義務に違反した者に制裁を科すものであり、「およそ組織が存立していくためには欠かすことのできない制度である」一方、「弾劾は、裁判官が国民の信託に背反する行為を犯したことを理由として、彼に対し不信任の意思を表示すること」であるという）、佐々木高雄『裁判官弾劾制度論』（日本評論社、1988年）149頁（「懲戒とは、主として制度の秩序維持の観点から準備された制度であるのに対して、弾劾は国民の公務員選定罷免権に基づく、というように存立の基盤を異にする」ので、「両者が質的に相違する」という）、佐藤・前掲注（14）56頁、鈴木忠一「裁判官弾劾法の諸問題（上）」法曹時報33巻7号（1981年）58頁（弾劾事由は「裁判官の行為が、憲法上の原則、憲法的

なお、弾劾と懲戒を異質なものととらえるか否かによって、同一事由による弾劾裁判と懲戒裁判とが両立しうるかという問いに対する答えに差異が生じる。

弾劾と懲戒とが質的に異なるのであれば、「同一裁判官についての同一事実が弾劾事件として訴追されると共に分限事件として懲戒に付されることは妨げ」られないことになる³⁰。実際に、裁判官が同一事由で弾劾裁判と懲戒裁判の両方を受けた先例もある³¹。裁判官弾劾裁判所と懲戒裁判所とでは、「各自は独立の認定権があるから、懲戒の裁判があっても、弾劾による罷免の裁判もできるし、また弾劾裁判所は罷免しかできないから、罷免しない旨の裁判をしても、これを懲戒に付することは差し支えない」といえよう³²。

一方、弾劾と懲戒とを同質なものであると考えるならば、「同一構成事実に対して、狭義の懲戒裁判と弾劾裁判とを併せ行ない得るかという点」について、基本的には、「罷免を制裁の一種と見るから、理論上常に両立すると解することには疑い」を示さざるを得ない³³。この立場によれば、「同一事件について、懲戒裁判に付されると共に訴追されることはありえても、懲戒処分と弾劾による罷免とが行なわれることは理論上許されない」ことになる³⁴。

秩序に違反したときは勿論、それ以外の法規・善良の風俗等に違反し、裁判官に与へられた付託……に違反し、その行為が恕し難く、当該裁判官に信頼をつなぎ得ないと認められる場合」である一方、懲戒事由は「裁判官としての勤務関係上の一般的義務違反にとどまり、懲戒裁判所がこれに懲罰を課すことによって内部の規律の維持、推進が計られ、また国民の司法に対する信頼をつなぎ得る場合」であるという)。

³⁰ 鈴木・前掲注(29) 59頁。佐々木教授も、「懲戒裁判と弾劾裁判との重複について、二重処罰という法的问题の発生を避けようとするならば、両者の異質性をこそ確認すべきであろう」と述べる(佐々木・前掲注(29) 150頁)。野間繁「裁判官弾劾法上の諸問題」法学新報 59巻 12号(1952年) 119頁も同旨。

³¹ 昭和23年(訴)第1号事件の被訴追者(弾劾裁判所昭和23年11月27日官報昭和23年6588号(1948年12月28日) 283頁、不罷免判決、東京高等裁判所昭和24年1月31日、戒告決定)、昭和23年(訴)第2号事件の被訴追者(弾劾裁判所昭和25年2月3日官報昭和25年6924号(1950年2月11日) 106頁、不罷免判決、東京高等裁判所昭和25年5月31日、過料決定)。わが国初の罷免判決(裁判官弾劾裁判所昭和31年4月6日官報昭和31年8790号(1956年4月18日) 350頁)の対象となった被訴追者も、東京高等裁判所によって2回の過料の決定を受けた(昭和29年6月12日、同年12月28日)。

³² 兼子一・竹下守夫『裁判法〔第4版〕』(有斐閣、1999年) 265-266頁。

³³ 宮田・前掲注(23) 369頁。

³⁴ 自らの見解が「弾劾と懲戒とが全く同質のものであるとする見解を述べたものではない」としながらも、「弾劾も懲戒も裁判官の非行に対する制裁であるという点で同じ性質のものである」とし、「両者は基本的に同じ目的を持っており、本質的には同一のものである」と述べたうえで、本文引用部分が続く(金村博晴「弾劾と懲戒」弾劾裁判所年報 3号(1986年) 33頁)。一方、裁判官弾劾裁判所事務局は、かつて、裁判官弾劾法の改正の検討のために作成した資料「我が憲法下における「弾劾裁判」の性格」において、「裁判官の弾劾と裁判所法上の懲戒とはその本質を異にすると考える」とし、また、「裁判官弾劾法2条各号の「著しく」又は「甚だしく」という表現は、裁判所法49条が規定する懲戒事由の程度の重いものを意味するのではなく、両者間の質的差異を示すメルクマールと解すべきである」

(2) 弾劾事由についての立法裁量

アメリカ合衆国の連邦の弾劾制度では、弾劾の対象は大統領や副大統領をはじめすべての公務員（文官）を対象としているが、その弾劾事由については、「叛逆罪、収賄罪その他の重大な罪及び軽罪」（2条4節）として、合衆国憲法に直接規定されている。このうち、叛逆罪については、憲法自身に定義があり（3条3節1項）、収賄罪は刑事法上の犯罪であり、今日ではその内容が法律で定められている³⁵が、それらに続く「その他の重大な罪及び軽罪」をどのように解釈すべきかについては、議論が分かれている。筆者は、別稿において、この弾劾されるべき罪の意義については、(1) 刑事法上の犯罪性は必要条件ではなく（したがって、刑事法上の犯罪でなくとも弾劾されるべき罪に該当するものは存在する一方、すべての刑事法上の犯罪が弾劾されるべき罪を構成するわけでもない）、(2) 原則として、職務権限の重大な濫用ないし統治機構に対する深刻な脅威を指すが、(3) 判断にあたっては、問題となる行為と職務との関連性に固執すべきではなく、職務と無関係な個人的な非行であっても、当該職位の品位を著しく失墜させ、国民の信頼を破壊する場合には、弾劾罷免されるべきであると論じた³⁶。大統領の弾劾については、大統領の職務上の権限の著しく不正な濫用の場合のみに認められ、職務と無関係な個人的非行は、一部の例外的場合を除き弾劾されるべき罪には当たらないという見解が有力であるが、筆者は、必ずしも範囲が明瞭でない例外を設けるならば、職務関連性に関して一般的な基準を定立することは不要であるので、職務関連性を弾劾の条件とすべきではないというマクギニス（John O. McGinnis）の見解³⁷を支持する。また、憲法上「非行なき限りその職を保持する」裁判官（3条1項）についても、ゲルハルト（Michael J. Gerhardt）の主張するように、この規定ゆえに大統領よりも裁判官が低い基準で弾劾されうると読むべきではないが、裁判官の特別な義務と機能を考慮に入れるべきである（したがって、大統領の場合には弾劾されるべき罪には至らな

と記述したことがある（同文書を所収する澤村一郎「最近の弾劾裁判所の歩み」弾劾裁判所年報1号（1983年）12頁）。また、弾劾事由と懲戒事由の「両者を対比すると、質的差異は存せず、単に程度の差に過ぎ」ないとして、同質説に立ちながらも、「理論上、同一裁判官についての同一構成事実が弾劾事件として訴追され裁判されると共に、分限事件として懲戒の対象とされることは毫も妨げられるものではな」とする見解もある（齋藤・前掲注（6）236頁）。一方、弾劾と懲戒との質的差異と量的差異との関係に関しては、「量の変化（懲戒事由の著しき高度性・増大性）は質の変化を来すとすといふ社会的法則」があるとする見解もある（鈴木・前掲注（29）58頁）。

³⁵ 18 U.S.C. § 201.

³⁶ 拙稿「アメリカ合衆国における弾劾されるべき罪の意義について」新井誠ほか編『司法と憲法——アメリカ憲法学の源流と現在』（尚学社、2012年刊行予定）。

³⁷ John O. McGinnis, *Impeachment: The Structural Understanding*, 67 GEO. WASH. L. REV. 650, 654-55 (1999).